

環政評発第 2110221 号

令和 3 年 10 月 22日

経 済 産 業 大 臣 殿

環 境 大 臣

(公 印 省 略)

東北自然エネルギー株式会社「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価準備書」に係る意見照会について（回答）

令和 3 年 4 月 30 日 付け 20210426 保第 15 号 を も っ て 意 見 を 求 め ら れ た 標 記 に つ い て 、 別 紙 の と お り 、 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 述 べ る 。

「松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、東北自然エネルギー株式会社が、岩手県八幡平市において、現在自社で供用中の出力 23,500kW の「松川地熱発電所」を出力 14,990kW の地熱発電所に更新するものであり、引き続き再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

本事業は、既存設備の老朽化のため、地上部の発電設備を更新するものであり、新たな設備の設置及び主要工事範囲を既存の敷地内に収め、土地の改変を伴わないなど、リプレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められる。

また、昭和 41 年の営業運転開始から現在に至るまで、発電所の存在及び稼働に伴う環境影響に関する苦情は生じておらず、さらに、事業者が継続的に実施している対象事業実施区域周辺の温泉のモニタリングの結果からは、地熱流体の採取に伴う温泉への影響が確認されていないことなどから、地域との共存が図られている。

一方、本事業の対象事業実施区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された十和田八幡平国立公園の第2種特別地域及び第3種特別地域に位置しており、対象事業実施区域周辺の「松川」沿いには「松川温泉」が存在することから、国立公園及び温泉への配慮が引き続き求められる。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1．総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 環境監視について

ア 環境保全措置に係る環境監視を適切に実施するとともに、温泉の監視結果について地域の関係者と適切に共有すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加の環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 環境監視により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて追加の環境保全措置を講ずる場合には、検討の過程を明らかにし、その内容、効果及び不確実性の程度について取りまとめるとともに、一般への公表を行うなど、透明性及び客観性の確保に努めること。

(2) 補充井に関する環境配慮について

施設供用後、生産井の機能が低下した場合には、補充井の新規掘削が必要となる可能性があることから、それに伴う環境影響が懸念される。したがって、生産井については、できる限り長く安定的な利用を維持し、新規掘削を最小限にするとともに、新規掘削に伴う環境への影響を回避又は極力低減すること。

2．各論

(1) 温泉に係る影響

対象事業実施区域の周辺には温泉が位置しているが、本事業の実施による地熱発電に用いる蒸気と温泉との関係については、十分に解明されていない点もある。このため、

温泉への影響の有無の確認方法を明確にし、温泉の温度・湧出量・成分等に関する環境監視を継続的に実施すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉への影響が確認された場合には、適切な措置を講ずること。

なお、環境監視の結果については、地域の関係者に定期的に情報提供するとともに、本事業の実施による影響が確認された場合等の対応について地域の関係者と協議し認識の共有を図ること。

(2) 景観に対する影響

対象事業実施区域は自然公園法に基づき指定された十和田八幡平国立公園の第2種特別地域及び第3種特別地域に位置しており、また、対象事業実施区域及びその周辺には登山道が設けられ利用者の往来があることから、風致の維持を図る必要がある。このため、新たに設置する発電所、冷却塔等の地上設備については、可能な限り面積、高さ等の規模を抑えるとともに、形状、色彩、素材等を検討し、周囲の環境との調和を図ること。